

横手市水道事業経営内容公表シート（令和2年度分）

1. 事業概要

1	団体名	横手市
2	組織名	横手市
3	事業名	水道事業
4	代表者	横手市長 高橋 大
5	所在地	横手市中央町8番2号
6	職員数	37人
7	組織概要	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>市長 — 上下水道部</p> <p>(水道事業管理者)</p> </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p>経営管理課 — 水道お客様センター</p> <p>水道課</p> <p>契約検査課</p> <p>(委託事業者)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">平成23年度より、料金業務を民間事業者に委託しました。</p>

2. 業務予定量

	業務項目	予定量
1	給水件数	30,501件
2	年間総給水量	7,285,253 m ³
3	一日平均給水量	19,960 m ³ /日

3. 財務状況（水道事業）

貸借対照表	項目	金額（千円）	損益計算書	項目	金額（千円）
	資産	24,704,376		総収入（注2）	1,851,255
負債（注1）	16,346,259	総支出（注3）	2,018,205		
資本	8,358,117	経常損失	△165,951		
*	*	当期純損失	△166,950		

（注1）繰延収益4,711,383千円を含む。

（注2）営業収益＋営業外収益＋特別利益

（注3）営業費用＋営業外費用＋特別損失

4. 一般会計等の関与

	内訳	金額（千円）	備考（算出方法等）
1	出資金	152,951	
2	補助金	58,017	
3	負担金	6,000	消火栓維持管理費用
4	貸付金	-	

5. 企業債等残高

	内訳	金額（千円）	備考（算出方法等）
1	企業債	11,451,276	R3.3.31 見込み
2	借入金	0	
3	その他金銭債務	0	

6. 職員給与の状況（当初予算計上時）

	項目	数量
1	職員数	37 人
2	人件費	227,210 千円
3	職員給与費(再掲)	181,242 千円
	うち給料	117,244 千円
	うち手当	63,998 千円

7. 水道料金等の状況

(税込)

水道料金 一般家庭(口径13mm)で、20 m ³ 使用した場合		加 入 金		
項 目	金 額	13mm	20mm	25mm
市内全域 ※	3,652 円	55,000 円	77,000 円	143,000 円

※ 令和元年10月1日消費税率改正による改定後の料金

・料金表

(令和元年10月1日施行)

種 別	口径	基本料金	従 量 料 金 (1 m ³ につき)				
			1~5 m ³	6~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ ~
一 般 用	13mm	1,177 円	基本料金 に含む	99 円	198 円	264 円	275 円
	20mm	1,540 円					
	25mm	1,540 円	264 円				
	30mm	2,750 円					
	40mm	4,730 円					
	50mm	10,780 円					
	75mm	19,800 円					
	100mm	39,600 円					
公立プール用	-	132 円					
臨時用	-	473 円					

※ 料金は、基本料金と従量料金の合計額である。

※ 消費税及び地方消費税を含む。

8. 民間的経営手法の導入状況

	当該年度までの実績
民間委託の導入	浄水・配水施設の保守・点検・検査・調査業務について委託済 料金業務を民間事業者へ委託済

9. その他経営基盤強化への取組状況

- 料金改定（H20 実施）
- 組織体制の見直し（H18、H22、H23 及び H29 実施）
- 組織体制の見直しによる事務事業の合理化（H18、H22、H23 及び H29 実施）
- 共同購入による経費節減（H18 から実施中）
- 積算システム導入による委託費削減（H18 から実施中）
- 下水道事業（市長部局）との管理部門統合 経営管理課の新設（H23 実施）
- 給与の適正化
- 外部委託の導入（施設管理 H21 山内地域において一部実施、料金業務 H23 実施、H28 再委託）
- 緊急時給水体制の確立（給水タンクの増設、広報車の増）
- 経営戦略の策定（H27 実施、H30 改定）

【用語解説】

出資金	地方公営企業法第17条の2及び同法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたもので、公営企業の自己資本金となる。
補助金	地方公営企業法第17条の2及び同法第17条の3に基づき、一般会計等から公営企業の特別会計へ各種行政上の目的をもって交付される金銭的給付
負担金	一定の事業等について公営企業を含む特別の利益関係を有する者がその受益に応じて負担する金銭的給付又は地方公営企業法第17条の2に基づき財政政策上その経費の負担割合が定められているものに負担する金銭的給付
貸付金	地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ貸し付けた長期貸付金